

相続の話し合いがまとまったら

# 遺産分割協議書

## 記入見本とひな形

どこに何を書けばいいのかが、ひと目で分かる見本。  
よく使う分け方の文例と、そのまま使える白紙のひな形つき。

記入見本と解説

文例6つ

白紙のひな形



# はじめに

遺言書がない相続では、相続人全員で「誰がどの財産を受け継ぐか」を話し合っ

て決めます。決まった内容をまとめた書面が**遺産分割協議書**です。

家や土地の名義変更(相続登記)や、銀行の預金の払い戻しで提出を求められます。

決まった書式はありませんが、書き方を間違えると法務局や銀行で受け付けてもらえず、相続人全員にもう一度署名と押印をお願いすることになります。

この資料では、架空の家族の見本を使って、どこに何を書けばよいかを1か所ずつ説明しています。

## この資料の使い方

- ☐ まず P.3 で、協議書の基本のルールを確認します。
- ☐ P.4～5 の見本と解説を見ながら、P.8 の準備シートに相続人と財産を書き出します。  
登記事項証明書(登記簿謄本)と通帳を手元に置いておくと書きやすくなります。
- ☐ 家を売って分ける・お金で調整するなどの場合は、P.6 の文例を使います。
- ☐ P.9～10 のひな形に清書し、全員の署名と実印をそろえます。  
パソコンで作っても構いません。その場合も、見本と同じ順番で書きましょう。

## もくじ

|   |                    |      |
|---|--------------------|------|
| 1 | 遺産分割協議書の基本         | P.3  |
| 2 | 記入見本と解説            | P.4  |
| 3 | よく使う分け方の文例         | P.6  |
| 4 | よくある間違い            | P.7  |
| 5 | 作る前の準備シート          | P.8  |
| 6 | 白紙のひな形             | P.9  |
| 7 | 署名・押印から手続きまで／ご相談窓口 | P.11 |

### 作る前にそろえておくもの

- ・ 亡くなった方の、生まれてから亡くなるまでの戸籍(相続人を確定させるため)
- ・ 相続人全員の戸籍と印鑑証明書
- ・ 不動産の登記事項証明書(法務局で誰でも取れます)と固定資産評価証明書(市役所)
- ・ 通帳・残高証明書、証券会社の取引報告書など

### 注意

この見本の家族・住所・地番・口座番号はすべて架空のものです。実際の協議書は、ご自分の戸籍・登記事項証明書・通帳などを見て、正確に書き写してください。

## 1

## 遺産分割協議書の基本

## 協議書が必要なとき・いらないとき

|        |                                                                      |
|--------|----------------------------------------------------------------------|
| 必要なとき  | 遺言書がなく、相続人が2人以上いて、財産を誰が受け継ぐかを話し合いで決めたとき                              |
| いらないとき | 遺言書で財産の分け方がすべて決まっているとき／相続人が1人だけのとき／法律で決められた割合(法定相続分)のとおりにより共有で受け継ぐとき |

相続人の中に家庭裁判所で相続放棄をした人がいる場合、その人は最初から相続人でなかったことになり、話し合いにも加わりません。

## 協議書に書くこと

## ① 亡くなった方のこと

氏名・亡くなった日・最後の住所・本籍。戸籍や住民票の除票のとおりに書きます。

## ② 全員で話し合ったこと

相続人全員で協議し、合意したことを書きます。

## ③ 誰が、どの財産を受け継ぐか

不動産は登記事項証明書のとおり、預金は金融機関・支店・口座番号まで書きます。

## ④ あとから財産が見つかったとき

誰が受け継ぐか、または改めて話し合うかを決めておきます。

## ⑤ 作った日

全員の合意がそろった日を書きます。

## ⑥ 相続人全員の住所・署名・実印

印鑑証明書のとおり住所と氏名を書き、実印を押します。

## 形のルール

- ☐ 用紙・書式は自由です。手書きでもパソコンでも構いません。A4の白い紙で作るのが一般的です。
- ☐ 署名は、それぞれが自分で書くのがおすすめです。本人が合意したことの証拠になり、あとのトラブルを防げます。
- ☐ 押す印鑑は実印です。印鑑証明書を1人1通ずつ添えます。
- ☐ 2枚以上になるときは、つなぎ目に全員の実印を押します(契印)。ホチキスで留め、ページの境目にまたがるように押します。
- ☐ 相続人の人数分を作り、それぞれが1通ずつ保管します。法務局や銀行に出した原本は、手続きのあとで返してもらえます。

## ポイント

話し合い自体に期限はありませんが、**相続登記は不動産を相続したと知った日から3年以内に申請する義務があります**。相続税の申告が必要な場合は、亡くなった日の翌日から**10か月以内**です。話し合いがまとまらないうと、税金の特例が使えないこともあります。

## 2 記入見本と解説 1枚目

見本の家族: 父(八潮太郎)が亡くなり、相続人は母(花子)・長男(一郎)・長女(由美子)の3人。実家は母が、預金は長男と長女が受け継ぐ。

### 1 遺産分割協議書

被相続人 八潮 太郎 ②  
生年月日 昭和20年5月10日  
死亡日 令和8年3月15日  
最後の住所 埼玉県八潮市〇〇町一丁目2番3号  
本 籍 埼玉県八潮市〇〇町一丁目123番地

上記の者の相続人全員は、被相続人の遺産について協議を行った結果、次のとおり分割することに合意した。 ③

第1条 相続人八潮花子は、次の不動産を取得する。 ④

#### (1)土地

所 在 八潮市〇〇町一丁目  
地 番 123番4  
地 目 宅地  
地 積 132.45平方メートル

#### (2)建物

所 在 八潮市〇〇町一丁目123番地4  
家屋番号 123番4  
種 類 居宅  
構 造 木造スレート葺2階建  
床面積 1階 52.17平方メートル  
2階 46.37平方メートル

第2条 相続人八潮一郎は、次の預金を取得する。 ⑤

〇〇銀行 八潮支店 普通預金  
口座番号 1234567 (元金および利息の全部)

第3条 相続人草加由美子は、次の貯金を取得する。

ゆうちょ銀行 通常貯金  
記号 10000 番号 12345678 (元金および利息の全部)

— 2枚目へつづく —

花子

一郎

由美

#### 1 タイトル

「遺産分割協議書」とします。全員の合意を1通ずつ別の紙にもらうときは「遺産分割協議証明書」とする方法もあります(P.11)。

#### 2 亡くなった方

氏名・生年月日・死亡日・最後の住所・本籍を、戸籍と住民票の除票のとおりに書きま  
す。  
登記簿の住所が最後の住所と違うときは、  
つながりが分かる住民票などが別に必要で  
す。

#### 3 全員で合意したこと

「相続人全員」で話し合ったことをはっきり  
書きます。1人でも欠けた協議は無効です。

#### 4 不動産

住所(住居表示)ではなく、登記事項証明書  
のとおりに所在・地番・家屋番号などを書き  
写します。  
「平方メートル」「番地」の表記もそのまま。  
私道の持分や、登記していない建物も忘れ  
ずに。

#### 5 預貯金

金融機関・支店・種類・口座番号まで書きま  
す。  
「元金および利息の全部」と入れておくと、  
利息の扱いで迷いません。

#### 契印(けいいん)

2枚以上になるときは、ホチキスで留めて、  
紙のつなぎ目に全員の実印を押します(見  
本の下印)。

#### ポイント

登記事項証明書は、法務局の窓口やオンラインで、誰でも取ることができます。家の土地が何筆かに分  
かれていることもあるので、固定資産税の納税通知書や名寄帳と見比べて、漏れがないか確かめまし  
ょう。

## 2

## 記入見本と解説 2枚目

第4条 被相続人の葬儀費用および未払いの医療費・税金は、相続人八潮花子が負担する。 ⑥

第5条 本協議書に記載のない遺産、および後日判明した遺産は、相続人八潮花子が取得する。 ⑦

以上のとおり、相続人全員による遺産分割協議が成立したので、これを証するため本書を3通作成し、各自署名押印のうえ、各1通を保有する。

⑧

令和8年7月20日 ⑨

住所 埼玉県八潮市〇〇町一丁目2番3号

氏名 八潮 花子 ⑩

八潮

住所 東京都〇〇区〇〇三丁目4番5-201号

氏名 八潮 一郎

八潮

住所 埼玉県草加市〇〇二丁目6番7号

氏名 草加 由美子

草加

実印 ⑪ 印鑑証明書を1人1通添付

## ⑥ 借金・葬儀費用

誰が払うかを決めて書けます。  
ただし借金は、相続人どうしで決めても、お金を貸した側(銀行など)には主張できません。借りている先との話し合いが必要です。

## ⑦ あとから見つかった財産

この一文がないと、財産が見つかるたびに全員で協議し直すことになります。「改めて協議する」と書く方法もあります。

## ⑧ 作った通数

相続人の人数分を作り、それぞれが原本を1通ずつ持ちます。

## ⑨ 日付

全員の合意がそろった日を書きます。郵送で順番に署名してもらうときは、最後の人署名した日にするのが一般的です。

## ⑩ 住所・氏名

印鑑証明書のとおりに書きます(「1-2-3」ではなく「一丁目2番3号」など)。  
何も受け継がない相続人も、署名と押印が必要です。

## ⑪ 実印

市区町村に登録した印鑑を押し、印鑑証明書を添えます。  
相続登記では古い印鑑証明書でも使えますが、銀行では発行から3か月または6か月以内のものを求められることが多いです。

## ポイント

見本では、自宅に住み続ける母が家を受け継いでいます。将来、母が亡くなったときにも同じ家の相続が起きるため、「最終的にこの家をどうするか」まで家族で話しておくと、次の相続が楽になります。

### 3 よく使う分け方の文例

見本の「第1条～第3条」の部分を、ご家族の分け方に合わせて置きかえて使います。

#### お金で調整する(代償分割)

家を1人が受け継ぎ、ほかの人にお金を払う

第〇条 相続人八潮一郎は、第1条記載の不動産を取得する代償として、相続人草加由美子に対し、金500万円を令和8年10月31日までに、同人の指定する口座に振り込む方法により支払う。

金額・期限・払い方を書きます。「**代償として**」と書かずにお金を渡すと、**贈与と見られて贈与税がかかるおそれ**があります。

#### 売って分ける(換価分割)

家を売り、手元に残ったお金を分ける

第〇条 相続人全員は、第1条記載の不動産を売却し、その代金から売却に要する一切の費用(仲介手数料・測量費・登記費用等)を差し引いた残額を、相続人八潮一郎が2分の1、相続人草加由美子が2分の1の割合で取得する。  
2 前項の売却手続きのため、上記不動産は相続人八潮一郎が相続を原因として所有権移転登記を受ける。

売るまでの間、代表者1人の名義にすることがあります。「**売却のため**」と書いておかないと、**ほかの人の分を代表者がもらったように見えてしまいます**。税金の扱いは税理士にもご確認ください。

#### 共有で受け継ぐ

家を2人以上で持つ

第〇条 次の不動産は、相続人八潮一郎および相続人草加由美子が、各2分の1の持分の割合で取得する。

持分の割合を書きます。共有にすると、**売るときや貸すときに共有者全員の同意が必要**です(次のページ)。

#### 預金を割合で分ける

解約して、決めた割合で分ける

第〇条 被相続人名義の預貯金はすべて解約し、その払戻金を、相続人八潮花子が2分の1、相続人八潮一郎および相続人草加由美子が各4分の1の割合で取得する。払戻しの手続きは相続人八潮一郎が代表して行う。

口座がいくつもあるときに便利です。手続きをする代表者も決めておくと、銀行の窓口がスムーズです。

#### 自動車・株式を受け継ぐ

第〇条 相続人八潮一郎は、次の財産を取得する。  
(1)自動車 登録番号 ○〇300あ1234 車台番号 ABC-1234567  
(2)〇〇証券株式会社 ○〇支店に預託の株式および投資信託の全部

自動車は車検証のとおり、株式は証券会社・支店まで書きます。

#### 何も受け継がない人がいるとき

第〇条 相続人草加由美子は、本件遺産を取得しない。  
(または、ほかの人が取得する条文だけを書き、その人の取得分は書かない)

何も受け継がない人も、**協議書への署名と実印は必要**です。借金を引き継がないためには、別に家庭裁判所での相続放棄が必要です(次のページ)。

4

## よくある間違い

法務局や銀行で受け付けてもらえず、作り直しになりやすいのは次のようなケースです。

**NG** 不動産を、ふだん使っている住所で書いてしまう

登記の「地番」「家屋番号」は、郵便が届く住所(住居表示)と違うことがよくあります。必ず登記事項証明書を取って書き写しましょう。

**NG** 私道や、登記していない物置・離れが抜けている

家の前の私道(公衆用道路)は固定資産税がかからず、納税通知書に載っていないことがあります。市役所で「名寄帳(なよせちょう)」を取ると、その市にある名義の土地を一覧で確認できます。

**NG** 相続人が1人欠けている

前の結婚で生まれた子や、亡くなった子の子(孫)も相続人になります。生まれてから亡くなるまでの戸籍をすべて集めて、相続人を確定させてから作りましょう。

**NG** 「何ももらわない」と書けば相続放棄になると思っている

協議書で財産を受け取らないと決めても、借金の支払い義務は残ります。借金を引き継ぎたくないときは、亡くなったことを知った日から3か月以内に家庭裁判所で相続放棄の手続きをします。

**NG** 未成年の子や、認知症の家族が自分で署名している

未成年の子と親と一緒に相続人のときは「特別代理人」、判断する力が十分でない方には「成年後見人」を家庭裁判所に選んでもらい、その人が協議に加わります。

**NG** 印鑑証明書と住所・氏名の書き方が違う、実印でない印を押している

住所の「番地」「号」、旧字体の漢字なども印鑑証明書に合わせます。

**NG** 2枚以上なのに契印がない、訂正の仕方が違う

書き間違えたら、二重線で消して正しく書き、全員の実印を押します。修正テープは使いません。

**ポイント**

話し合いがまとまらないときは、家庭裁判所の遺産分割調停を使う方法があります。また2023年4月から、亡くなってから10年を過ぎると、生前に受けた援助(特別受益)や介護などの貢献(寄与分)を主張できなくなりました。先延ばしにせず、早めに話し合いましょう。

### 不動産の実務13年の行政書士から

家を兄弟で「とりあえず共有」にするご家族は少なくありません。

ただ、共有のままだと、売るにも貸すにも建て替えるにも全員の同意が必要です。

何年か経って誰かが亡くなると、その配偶者や子が共有者に加わり、話がまとまらなくなることもあります。

家に住む人がいないときは、協議の段階で「売って分ける」「1人が受け継いでお金で調整する」も選択肢に入れてみてください。

家の価値の目安が分かると、代償金の金額も決めやすくなります。

## 5

## 作る前の準備シート

協議書を清書する前に、相続人と財産を書き出し、分け方の案を整理しておきましょう。

## 相続人

| 氏名        | 続柄 | 住所(印鑑証明書のとおり)       | 印鑑証明書                         |
|-----------|----|---------------------|-------------------------------|
| 記入例 八潮 一郎 | 長男 | 東京都〇〇区〇〇三丁目4番5-201号 | <input type="checkbox"/> 受取済み |
|           |    |                     | <input type="checkbox"/>      |
|           |    |                     | <input type="checkbox"/>      |
|           |    |                     | <input type="checkbox"/>      |
|           |    |                     | <input type="checkbox"/>      |

## 財産と、受け継ぐ人

| 種類     | 内容(登記事項証明書・通帳のとおり)         | 金額の目安       | 受け継ぐ人 |
|--------|----------------------------|-------------|-------|
| 記入例 土地 | 八潮市〇〇町一丁目 123番4 宅地 132.45㎡ | 2,500万円(査定) | 八潮 花子 |
|        |                            |             |       |
|        |                            |             |       |
|        |                            |             |       |

## 決めておくこと

|             |  |
|-------------|--|
| 借金・葬儀費用を払う人 |  |
| あとから見つかった財産 |  |
| 代償金(金額・期限)  |  |
| 手続きをする代表者   |  |

## P.9～10 のひな形の使い方

- ・ ひな形にはページ番号や注意書きを入れていないので、そのまま印刷・コピーして正式な協議書に使えます。
- ・ 不動産は登記事項証明書のとおり、預金は金融機関・支店・種類・口座番号まで書きます(見本 P.4)。
- ・ 書ききれないときは1枚目をコピーして足し、つなぎ目に全員の実印を押します(契印)。
- ・ 住所・氏名は印鑑証明書のとおり本人が書き、右に実印を押します。使わない欄は斜線で消します。

# 遺 産 分 割 協 議 書

被相続人

生年月日

死亡日

最後の住所

本 籍

上記の者の相続人全員は、被相続人の遺産について協議を行った結果、次のとおり分割することに合意した。

第1条 相続人

は、次の財産を取得する。

第2条 相続人

は、次の財産を取得する。

第3条 相続人

は、次の財産を取得する。

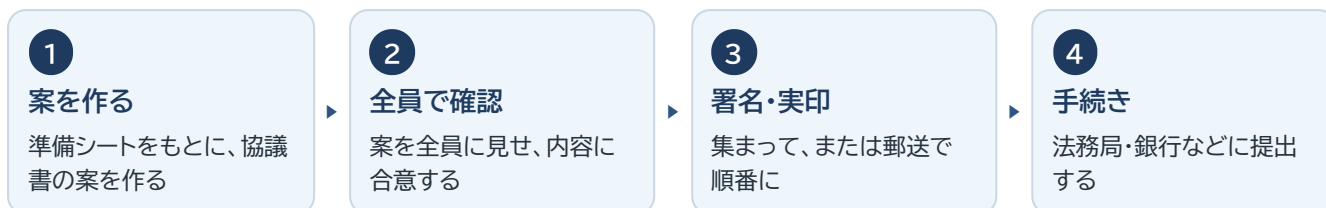
第4条

---

---

---

|    |  |
|----|--|
| 住所 |  |
| 氏名 |  |



相続人が遠くに住んでいて集まらないときは、同じ内容の「遺産分割協議証明書」を1人1通ずつ作り、それぞれに署名・押印してもらう方法もあります。

| 財産      | 協議書と一緒に出す主な書類                                      | 手続き先                     |
|---------|----------------------------------------------------|--------------------------|
| 家・土地    | 戸籍一式(または法定相続情報一覧図)・印鑑証明書・受け継ぐ人の住民票・固定資産評価証明書・登記申請書 | 法務局(相続登記)<br>八潮・草加は草加出張所 |
| 預貯金     | 戸籍一式(または法定相続情報一覧図)・印鑑証明書・金融機関の所定の書類                | 各金融機関                    |
| 株式・投資信託 | 上と同じ書類のほか、受け継ぐ人の証券口座                               | 証券会社・信託銀行                |

## ご相談は

「相続人が何人いるか分からない」「家売って分けてたい」「書いてみたが合っているか見てほしい」など、途中からでもご相談ください。

**初回相談無料**  
まずはお気軽に

**土日祝もOK**  
平日は夜20時まで(予約制)  
水曜定休

**出張相談無料**  
八潮・草加・三郷・越谷・春日部  
オンライン相談も可

### 南出行政書士事務所

戸籍の収集・遺産分割協議書の作成

〒340-0815 埼玉県八潮市八潮2-1-30

TEL 080-6202-7672

<https://m-840.com/>

相続手続きサポート(戸籍の収集～遺産分割協議書の作成)10万円(税別)



相続手続きサポートの  
詳しい内容はこちら

### 三共コスモス株式会社

相続した家・土地の査定・売却・買取

〒340-0815 埼玉県八潮市八潮2-1-30

TEL 048-998-6331

<https://www.sankyo-cosmos.com/>

宅地建物取引業 埼玉県知事(8)第015608号



代償金や売却の目安に  
(査定のご依頼)

この資料の内容は、2026年10月時点の制度にもとづいています。登記の申請書の作成と申請の代理は司法書士、相続税の申告は税理士の業務です。当事務所では提携の専門家をご紹介します。相続人の間で争いがある場合の交渉は、弁護士にご相談ください。